

○三重県屋外広告物条例の規定による公共的団体の指定（平成17年4月1日三重県告示第311号）

改正	平成17年10月7日三重県告示第789号	平成24年3月27日三重県告示第225号
	平成24年11月30日三重県告示第804号	平成27年10月23日三重県告示第695号
	平成29年2月3日三重県告示第69号	平成29年10月27日三重県告示第754号
	平成30年1月30日三重県告示第64号	平成30年4月27日三重県告示第330号
	平成31年1月18日三重県告示第32号	令和元年8月27日三重県告示第270号
	令和3年12月14日三重県告示第733号	

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号）第6条第3項第9号及び同条第7項の規定により次の公共的団体を指定します。

なお、公共的団体の指定（昭和57年三重県告示第383号）は、廃止します。

- 1 一般財団法人三重県交通安全協会
- 2 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団
- 3 青少年育成市町民会議
- 4 地区住民の組織する自治会で公共的活動をするもの
- 5 公益社団法人三重県防犯協会連合会
- 6 特定非営利活動法人全国避難標識協会
- 7 伊勢地域観光交通対策協議会